

## 尾張旭市新池交流館の管理運営に関する基本協定書

尾張旭市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり尾張旭市新池交流館（以下「本施設」という。）の管理運営に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本協定は、尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例第27号。以下「手續条例」という。）第7条の規定に基づき、甲と乙とが相互に協力し、本施設の管理及び運営に関する業務（以下「本業務」という。）を適正かつ円滑に行うために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、本施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、地域住民等に対するサービス、管理運営の効果及び効率を向上させ、地域の福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

#### （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び本業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務が民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、対等な立場に立つてその趣旨を尊重するものとする。

#### （信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

#### （用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

#### （管理物件）

第6条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなり、その内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

#### （指定期間）

第7条 尾張旭市新池交流館の設置及び管理に関する条例（平成19年条例第21号。以下「条例」という。）に規定する指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

2 本業務に関する事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第2章 本業務の範囲と実施条件

#### （本業務の範囲）

第8条 条例第20条に規定する乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 新池交流館の維持、管理及び運営に関する業務
- (2) 新池交流館の利用の許可に関する業務
- (3) 新池交流館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める業務

2 前項に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第9条 次の業務については、甲が実施するものとする。

- (1) 使用料の強制徴収
- (2) 本施設の行政財産目的外使用許可
- (3) 不服申立に対する決定
- (4) 管理施設の修繕業務（詳細については、第16条を参照のこと。）
- (5) その他法令等により甲が行うべきものとされている業務

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書に示すとおりである。

2 本業務遂行のために必要な一切の手段は、乙がその責任において定めるものとする。

3 前項の規定は、甲が乙に対し、同項の手段について必要な指示等を行うことを妨げるものではない。

(仕様書の変更)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後に仕様書の変更の必要が生じたときは、双方による協議を行うものとし、双方が合意した場合は、仕様書を変更することができる。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第12条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に通知をもって第8条で定めた本業務の範囲及び第10条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 本業務の範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

### 第3章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、本協定、年度協定、条例、関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等及び提案書そごの間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定に関わらず、提案書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(指定開始準備)

第14条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要

な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第15条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務の一部を第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の維持保全)

第16条 管理施設の改造、増築、大規模修繕については、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理施設の維持保全については、1件につき30万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては甲が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき30万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。なお、乙は、管理施設の維持保全に関する予算を事業年度毎に80万円以上計上することとし、事業年度終了後に残額が出た場合は甲に清算返還するものとする。

(環境対策)

第17条 乙は、本業務の実施にあたり、省エネルギー、省資源、ごみ減量化、リサイクル、グリーン調達においては「尾張旭市環境マネジメントシステム」と同等の取組みを行うものとする。

(近隣対策)

第18条 乙は、本業務の実施にあたり、近隣住民に迷惑がかからないよう最大限配慮するものとし、近隣住民から苦情等があったときは速やかに対応するとともに、甲に報告しなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故の原因調査に当たるものとする。

(災害応急活動等)

第20条 乙は、災害時において、甲が尾張旭市地域防災計画に基づき行う災害応急活動等に協力するものとする。

2 前項に定める協力の業務(以下「協力業務」という。)内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関する事項
- (2) 利用者の避難誘導等安全確保に関すること。
- (3) 災害時要援護者に対する支援に関すること。
- (4) 本施設に避難した住民等の援護救援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が協力要請をした事項  
(要請手続)

第21条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

- 2 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの協力要請を待つことができないときは、協力内容に基づく応急活動等に着手し、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理について、甲の指示を受けるものとする。

(費用負担)

第22条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(情報管理)

第23条 乙又は本業務の全部又は一部に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第24条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び尾張旭市個人情報保護条例（平成15年条例第5号。以下「保護条例」という。）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報の取扱いについては、前項によるほか、別紙3を守らなければならない。

(情報公開)

第25条 乙は、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）に基づき、本業務について情報公開請求がされたときは、これに応じなければならない。

#### 第4章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第26条 甲は、別紙2に示す備品等（以下「備品等（I種）」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等（I種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等（I種）が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等（I種）を毀損、滅失したときは、甲との協議により、

必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第27条 乙は、甲が指示したときは、本業務実施に供するための備品等（以下「備品等（Ⅱ種）」という。）を調達しなければならない。

2 備品等（Ⅱ種）が、経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、甲との協議により、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅱ種）をき損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

4 乙は、第1項に定めるもののほか、本業務実施に供するため備品等を購入又は調達しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならない。（以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

## 第5章 指定管理業務に係るモニタリング

(モニタリングの実施)

第28条 甲及び乙は、指定期間において、本業務が業務実施条件等に基づき適正に行われているかどうかを確認するため、業務実施条件等に基づき、この章に定めるところにより本業務の実施状況の監視、調査、評価、助言、指導及び確認（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

(事業計画書)

第29条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに年度事業計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 甲及び乙は、年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書及び業務報告書)

第30条 乙は、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を毎年度終了後に、業務報告書を毎四半期及び毎月終了後に、甲が指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 利用料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- (4) 自主事業の実施状況に関する事項
- (5) 本業務の実施状況に関する自己評価
- (6) その他甲が指示する事項

2 乙は、甲が第46条から第48条までの規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書及び業務報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書及び業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(甲によるモニタリング)

第31条 甲は、前条により乙が提出した事業報告書等に基づき、本業務の実施状況についてモニタリングを行うものとする。

2 甲は、乙による本業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対し本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合には、合理的な理由がある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第32条 前条による確認の結果、乙による業務実施が仕様書等、業務実施条件等を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

## 第6章 指定管理料及び利用料金

(指定管理料の支払い)

第33条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

2 指定期間における前項の指定管理料の総額は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

3 甲が乙に対して支払う事業年度ごとの指定管理料の詳細については、別途「年度協定」により毎年度定めるものとする。

4 本業務にかかる収入及び支出については、独立の会計を設け、他の会計と区別するものとする。

(指定管理料の変更)

第34条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動、並びにその他のやむをえない事由により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否及び変更金額については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金収入の取扱い)

第35条 乙は、本施設に係る利用料金を当該乙の収入として、收受することができる。

(利用料金の決定)

第36条 利用料金は、乙が、条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については、事前に甲の承諾を受けるとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

## 第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第37条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第38条 本業務の実施において、乙に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りでない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険)

第39条 本業務の実施に、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 建物総合損害共済保険

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

(不可抗力発生時の対応)

第40条 不可抗力が発生した場合、乙は不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力による費用負担等)

第41条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行った上で乙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補される金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部業務の免除)

第42条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部が実施できなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより、免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

## 第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第43条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状復帰義務)

第44条 乙は、本協定の終了までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明け渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して、管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第45条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 備品等（Ⅰ種）及び備品等（Ⅱ種）については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。

(2) 備品等（Ⅲ種）については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

## 第9章 指定期間満了前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し)

第46条 甲は、手続条例第10条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 業務に際し不正行為があったとき。

(2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(3) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(4) 募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。

(5) 自らの責めに帰すべき事由により乙から本協定締結の解除の申出があったとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 乙による改善策の提示及び指定取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を



命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第47条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。(一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。)
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害又は損失を被ったとき。
- (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。

2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第48条 甲又は乙は、不可抗力の発生により本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定期間終了時の取扱い)

第49条 第43条から第45条までの規定は、第46条から第48条までの規定により、本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

## 第10章 その他

(権利・義務の譲渡の禁止)

第50条 乙は、本協定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(運営組織の設置)

第51条 甲と乙は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、情報交換や業務の調整を図る運営組織を設置する。運営組織の詳細については、甲と乙の協議により決定するものとする。

(地域との連携及び協働)

第52条 乙は、本業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、地域の実情に即した事業運営に努めなければならない。

(人員の確保)

第53条 乙は、本業務を実施するために必要な人員の確保に当たっては、市内経済の活性化を図るため、尾張旭市内に居住する者を雇用するよう努めるものとする。

(市内事業者の活用)

第54条 乙は、本業務を実施するために必要な物品の購入等に際しては、市内事業者の育成及び市内経済の活性化を図るため、市内事業者を活用するよう努めるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第55条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自

己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、別途自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(本業務の実施に係る指定管理者の口座)

第56条 乙は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第57条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第58条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第59条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第60条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

- 1 本協定は、仮協定とし、甲が、尾張旭市議会の議決を経て、乙を本施設の指定管理者として指定することにより、当該指定の日に、本協定を内容とする協定が締結されたものとする。
- 2 尾張旭市議会の議決が得られないときは、甲は、乙に対して不指定の通知を行うものとし、当該不指定の通知により本協定は無効となる。この場合において、甲乙双方とも相手方に対して損害賠償等の要求を行わないものとする。
- 3 この本協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1  
尾張旭市  
代表者 尾張旭市長 水野義則 印

乙 ○○県○○市○○町○○番地  
○○○株式会社  
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

## 用語の定義

- (1) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「仕様書」とは、尾張旭市新池交流館指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書のことをいう。
- (4) 「自主事業」とは、第55条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- (5) 「提案書」とは、本施設の指定管理者の公募にあたり、乙が提出した業務提案書のことをいう。
- (6) 「年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、命令、条例、規則及び正規の手続を経て、公布又は施行された行政機関の規定をいう。
- (9) 「募集要項」とは、尾張旭市新池交流館指定管理者募集要項のことをいう。
- (10) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（仕様書を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (11) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

管 理 物 件

(1) 管理施設

- ア 尾張旭市新池交流館
- イ 敷地内の外構及び植栽
- ウ 駐車場
- エ バスケットコート
- オ その他の施設

(2) 管理物品

別添「備品台帳」のとおり

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2条 乙は、本業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。基本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

## (収集の制限)

第3条 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (適正管理)

第4条 乙は、本業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

第7条 乙は、本業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

## (資料等の返還等)

第8条 乙は、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

## (従事者への周知)

第9条 乙は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、本業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らさないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項及び尾張旭市個人情報保護条例（平成15年条例第5号）第46条又は第47条の規定に該当した場合は罰則の適用があることなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

## (調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査を行い、必要に応じて指示を行うことができるものとする。

## (事故報告)

第11条 乙は、基本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。